

◎新潟県告示第808号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐度市の新穂村土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成30年7月20日

新潟県佐度地域振興局長

1 就任

監事	佐渡市新穂瓜生屋1026	本間	邦秋
〃	〃 新穂井内104	久保	龍一
〃	〃 新穂大野976	中山	孝明

就任年月日 平成30年7月7日

2 退任

監事	佐渡市新穂潟上95	高野	吉晴
〃	〃 新穂井内571	本間	登
〃	〃 新穂瓜生屋878	半田	充

退任年月日 平成30年7月6日